

# 名古屋市分煙施設設置費用等助成事業実施要綱

## 第 1章 総則

### (目的)

第 1条 この要綱は、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、事業実施に関する基本的な事項を定め、分煙施設の普及を図り、屋外の分煙対策を推進することにより、子どもの健やかな育ちを支援するとともに、市民の健康で快適な生活の維持向上を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 分煙施設

施設の全部の場所を喫煙場所とする一般利用可能な施設をいう。

#### (2) 屋外分煙施設

建物の屋外に設置する分煙施設であり、壁で囲まれ、かつ上方が開放された構造物（以下「パーティション型」という。）あるいは、壁及び天井で囲まれた閉鎖系の構造物（以下「コンテナ型」という。）をいう。

#### (3) 屋内分煙施設

建物の内に設置する分煙施設であり、壁、天井等によって区画された喫煙室をいう。

#### (4) 廃止

この要綱に基づく助成を受けて設置した分煙施設について供用を終了すること（一次的な休止を除く）をいう。

#### (5) 財産処分

この要綱に基づく助成を受けて設置した分煙施設又はその備品について、転用、譲渡、取壊し、廃棄又は貸付を行うことをいい、それぞれの定義は以下のとおりとする。

- ア 転用 分煙施設の所有者の変更を伴わず目的外使用すること
- イ 譲渡 分煙施設の所有者を変更すること
- ウ 取壊し 分煙施設の使用を止め、取り壊すこと

エ 廃棄 分煙施設の備品等を廃棄処分すること

オ 貸付 分煙施設の所有者の変更を伴わず利用者を変更すること

(助成の対象)

第 3条 助成金の交付の対象は、分煙施設の設置に係る費用（以下「設置費用」という。）及び設置費用に係る助成金（以下、「設置費用助成金」という。）の交付を受けて設置した分煙施設の運用に係る費用（以下「運用費用」という。）とする。

2 助成金の交付の対象となる者は、名古屋市内の土地又は建物を所有若しくは使用する者又は団体であつて、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、国、独立行政法人及び地方公共団体を除く。

(1) 法人税、市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第 1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

3 設置費用助成金の交付の対象となる者は、前項で定める者のうち、名古屋市分煙施設設置費用等助成事業事務取扱要領に定める方法により決定する者とする。

4 設置費用助成金の交付の対象となる期間は、交付決定後から交付決定年度の 3月31日までとする。また、運用費用助成金を受けることができる期間は分煙施設の運用を開始した日の翌月から60か月を限度とする。

(助成対象となる分煙施設)

第 4条 助成対象となる分煙施設は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 設置場所が別図に定める重点整備区域内であること。ただし、健康増進法（平成14年法律第 103号）第28条第 5号に定める第一種施設に該当する場所を除く。
- (2) 分煙施設の設置場所は、別表第 1に掲げる要件を満たすこと。
- (3) 分煙施設は、別表第 2に掲げる技術的な基準を満たすこと。
- (4) 分煙施設については、誰もが安全に利用できるようバリアフリーに配慮し、施設内部の視認性の確保等防犯対策を講じること。
- (5) 一般利用が可能な喫煙場所であること及び20歳未満の者が立入禁止であることがわかる標識を施設に掲示すること。
- (6) 施設利用案内等を施設に掲示すること。
- (7) 施設は 3名以上が利用できる規模とすること。
- (8) 健康増進法、建築基準法、消防法等関連法令を遵守すること。

## 第 2章 設置費用助成金

### （助成対象経費）

第 5条 設置費用助成金の対象経費は、分煙施設の設置に係る次に掲げる経費とする。なお、分煙施設の設置について、別に国・愛知県等公的機関から助成金等の交付を受ける場合は、設置費用助成金の助成対象経費から控除する。

- (1) 分煙施設設置工事等に係る経費
- (2) 分煙施設と併せて設置することが必要であると認められる、空気清浄機、防犯カメラ等附属物の購入、設置等に係る経費
- (3) 分煙施設の管理に必要であると認められる、灰皿、清掃中であることを示す看板等備品の購入経費

### （助成額）

第 6条 設置費用助成金の額は、予算の範囲内において、前条に掲げる経費の10分の10とし、分煙施設 1箇所につき別表第 3に規定する額を限度額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### （交付申請）

第 7条 設置費用助成金を受けようとする者（以下「設置費用助成金申請者」という。）は、分煙施設の設置に関する契約の締結前かつ工事の着工前に、

名古屋市分煙施設設置費用助成金交付申請書（第 1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設設置計画書（第 2号様式）
- (2) 分煙施設を設置する土地又は建物について、正当な所有者又は使用者であることを証する書面（登記事項証明書や賃貸借契約書等の写し）
- (3) 分煙施設を設置する場所の周辺の地図
- (4) 分煙施設の図面（配置図、平面図及び立面図）
- (5) 分煙施設を設置する前の設置場所の遠景、近景等の写真
- (6) 分煙施設の設置に係る見積書（ 2者）の写し（工事、備品等）
- (7) コンテナ型及び屋内分煙施設については、材質等仕様、給排気設備等の仕様、排気先の場所、消防設備等の位置等を確認できる資料、出入口の空気の気流の計算書類
- (8) 分煙施設を設置するにあたり、建築確認を要する場合にあっては、当該建築物の確認済証、建築確認通知書の写し又は建築確認年月日が確認できる書類
- (9) 国・愛知県等公的機関から助成金等の交付を受ける場合は、その内容及び内訳が分かる書類
- (10) 誓約書（第 3号様式）
- (11) 納税証明書（前年の国税、県税、市税）
- (12) その他、市長が必要と認める書類  
（交付の条件）

第 8条 規則第 6条第 2項の規定により設置費用助成金の交付の決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1号の施設設置計画等を変更する場合、又は分煙施設設置工事を中止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 分煙施設を廃止又は財産処分する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 分煙施設は、20歳未満の者を立入り禁止とすること。
- (4) 分煙施設は、一般に開放し、無料で利用できるようにすること。
- (5) 市が分煙施設として市公式ウェブサイト等で周知することに同意すること。
- (6) 市が行う受動喫煙対策事業や禁煙啓発事業等に協力すること。

- (7) 供用開始後、最低36か月は継続して運用すること。
- (8) 清掃等を行い清潔な環境を保つとともに、利用方法を掲示して遵守させるようにする等望まない受動喫煙の防止のために適切な管理をすること。
- (9) 給排気設備等については、適切に保守・管理すること。
- (10) 概ね週 5日以上かつ 週40時間以上運用すること。
- (11) 公序良俗に反しないよう運用すること。
- (12) 設置した分煙施設に対する苦情等については、自ら責任を持って対応すること。
- (13) 分煙施設の設置について、設置場所に隣接する建物の居住者等に周知し、理解を得るように努めること。

(交付決定の通知)

第 9条 市長は、第 7条の規定により交付の申請があったときは、その内容を審査し、設置費用助成金を交付すべきものと認めるときは、名古屋市分煙施設設置費用助成金交付決定通知書（第 4号様式）により、また、設置費用助成金を交付すべきものでないと認めるときは、名古屋市分煙施設設置費用助成金不交付決定通知書（第 5号様式）により、設置費用助成金申請者に対し通知するものとする。

(設置実績報告)

第10条 設置費用助成金について交付決定された者（以下「設置費用助成金交付決定者」という。）は、分煙施設の設置工事完了後、速やかに市に報告し、施設等の工事完了検査を受けたのち、名古屋市分煙施設設置実績報告書（第 6号様式。以下「設置実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 分煙施設の図面
- (2) 分煙施設の全景及び主要な部分の写真
- (3) 分煙施設設置工事に係る施工業者からの請求書及び請求内訳、施工業者の領収書の写し又はそれと同等と認められるもの
- (4) コンテナ型及び屋内分煙施設については、出入口の気流の測定結果
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(設置費用助成金の確定の通知)

第11条 市長は、前条に規定する設置実績報告書を受理したときは、報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行い、設置費用助成金の額を確定し、その旨を名古屋市分煙施設設置費用助成金確定通知書（第7号様式）により、設置費用助成金交付決定者に通知するものとする。

(設置費用助成金の請求)

第12条 設置費用助成金の交付を受けようとする者は、前条の通知を受けたときは、名古屋市分煙施設設置費用助成金請求書（第8号様式）により請求するものとする。

(交付申請の取下げ)

第13条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げは、第9条の交付決定通知後、設置費用助成金交付決定者が、その旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

2 規則第8条第1項に規定する期日は、第9条の規定による通知を受けた日から15日を経過した日までとする。

(施設設置計画等の変更又は中止)

第14条 設置費用助成金交付決定者は、第8条第1号の施設設置計画書の変更又は分煙施設設置工事の中止の承認を受けようとするときは、速やかに、名古屋市分煙施設設置計画等変更・中止申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出書類を審査の上、承認する場合は、名古屋市分煙施設設置計画等変更・中止承認通知書（第10号様式）により、また、不承認とする場合は、名古屋市分煙施設設置計画等変更・中止不承認通知書（第11号様式）により、設置費用助成金交付決定者に通知するものとする。

(施設状況調査等)

第15条 市長は毎年度施設の設置状況を調査するものとする。

2 施設設置者は、分煙施設の供用開始後、第10条で定める設置実績報告書の内容等を変更する場合、名古屋市分煙施設状況等報告書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

### 第 3章 運用費用助成金

#### (助成額)

第16条 運用費用助成金の額は、予算の範囲内において、施設の運用を支援する助成金として分煙施設 1箇所につき 1か月あたり12万円とする。なお、運用した日数が 1日以上ある暦月をひと月とみなす。

#### (交付申請)

第17条 運用費用の助成を受けようとする者（以下「運用費用助成金申請者」という。）は、名古屋市分煙施設運用費用助成金交付申請書（第13号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、助成を受けようとする年度毎の当初に、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設運用計画書（第14号様式）
- (2) 分煙施設の全景、施設内部の写真
- (3) 誓約書（第 3号様式）
- (4) その他、市長が必要と認める書類

#### (交付の条件)

第18条 規則第 6条第 2項の規定により運用費用助成金の交付の決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第 1号の施設運用計画書等を変更する場合、若しくは分煙施設の運用を休止する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 分煙施設を廃止又は財産処分する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 分煙施設は、20歳未満の者を立入り禁止とすること。
- (4) 分煙施設は、一般に開放し、無料で利用できるようにすること。
- (5) 市が分煙施設として市公式ウェブサイト等で周知することに同意すること。
- (6) 市が行う受動喫煙対策事業や禁煙啓発事業等に協力すること。
- (7) 清掃等を行い清潔な環境を保つとともに、利用方法を掲示して遵守させるようにする等望まない受動喫煙の防止のために適切な管理をすること。
- (8) 給排気設備等については、適切に保守・管理すること。
- (9) 概ね週 5日以上かつ週40時間以上運用すること。
- (10) 公序良俗に反しないよう運用すること。

(11) 設置した分煙施設に対する苦情等については、自ら責任を持って対応すること。

(12) 分煙施設の運用について、設置場所に隣接する建物の居住者等に周知し、理解を得るように努めること。

(交付決定の通知)

第19条 市長は、第17条の規定により交付の申請があったときは、その内容を審査し、運用費用助成金を交付すべきものと認めるときは、名古屋市分煙施設運用費用助成金交付決定通知書（第15号様式）により、また、交付すべきでないとき、名古屋市分煙施設運用費用助成金不交付決定通知書（第16号様式）により、運用費用助成金申請者に通知するものとする。

(運用計画の変更又は施設運用の休止)

第20条 運用費用助成金について交付決定された者（以下「運用費用助成金交付決定者」という。）は、第18条第1号の施設運用計画書の変更又は分煙施設の休止の承認を受けようとするときは、速やかに、名古屋市分煙施設運用計画等変更・休止申請書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出書類を審査の上、承認する場合は、名古屋市分煙施設運用計画等変更・休止承認通知書（第18号様式）により、運用費用助成金交付決定者に通知し、また、不承認とする場合は、名古屋市分煙施設運用計画等変更・休止不承認通知書（第19号様式）により、運用費用助成金交付決定者に通知するものとする。

(運用実績報告)

第21条 運用費用助成金交付決定者は、分煙施設の交付決定年度終了後、速やかに名古屋市分煙施設運用実績報告書（第20号様式。以下「運用実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(運用費用助成金の確定の通知)

第22条 市長は、前条に規定する運用実績報告書を受理したときは、報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行い、運用費用助成金の額を確定し、その旨を名古屋市分煙施設運用費用助成金確定通知書（第21号様式）により、運用費用助成金交付決定者に通知するものとする。

(運用費用助成金の請求)

第23条 運用費用助成金の交付を受けようとする者は、前条の通知を受けたときは、名古屋市分煙施設運用費用助成金請求書(第22号様式)を市長に提出しなければならない。

#### 第4章 雑則

(分煙施設の廃止および財産処分の制限)

第24条 規則第23条ただし書きに規定する期間は、36か月とする。

2 施設設置者は分煙施設について、市長の承認を受けないで廃止又は財産処分をしてはならない。ただし、前項に定められた期間を経過した分煙施設の備品について財産処分する場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他助成金の交付決定の内容又は交付の条件に違反したとき。

2 市長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、名古屋市分煙施設設置・運用費用助成金交付決定取消通知書(第23号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第26条 市長は、運用期間が第24条第1項に規定する期間を経過していない分煙施設について廃止又は財産処分があった場合、助成金交付決定者に対し、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 市長は、前条の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の助成金がすでに交付されているときは、助成金交付決定者に対し、期限を定めて助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(検査等)

第27条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると

認めるときは、助成金交付者に対し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

2 市長は、第15条による施設状況調査に基づき、施設運用等について、施設の管理者に対し必要な指示等を行うことができる。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2年 9月 1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 7月 1日から施行し、令和 6年 4月 1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第 1条 この要綱は、令和 7年 9月 3日から施行する。

(経過措置)

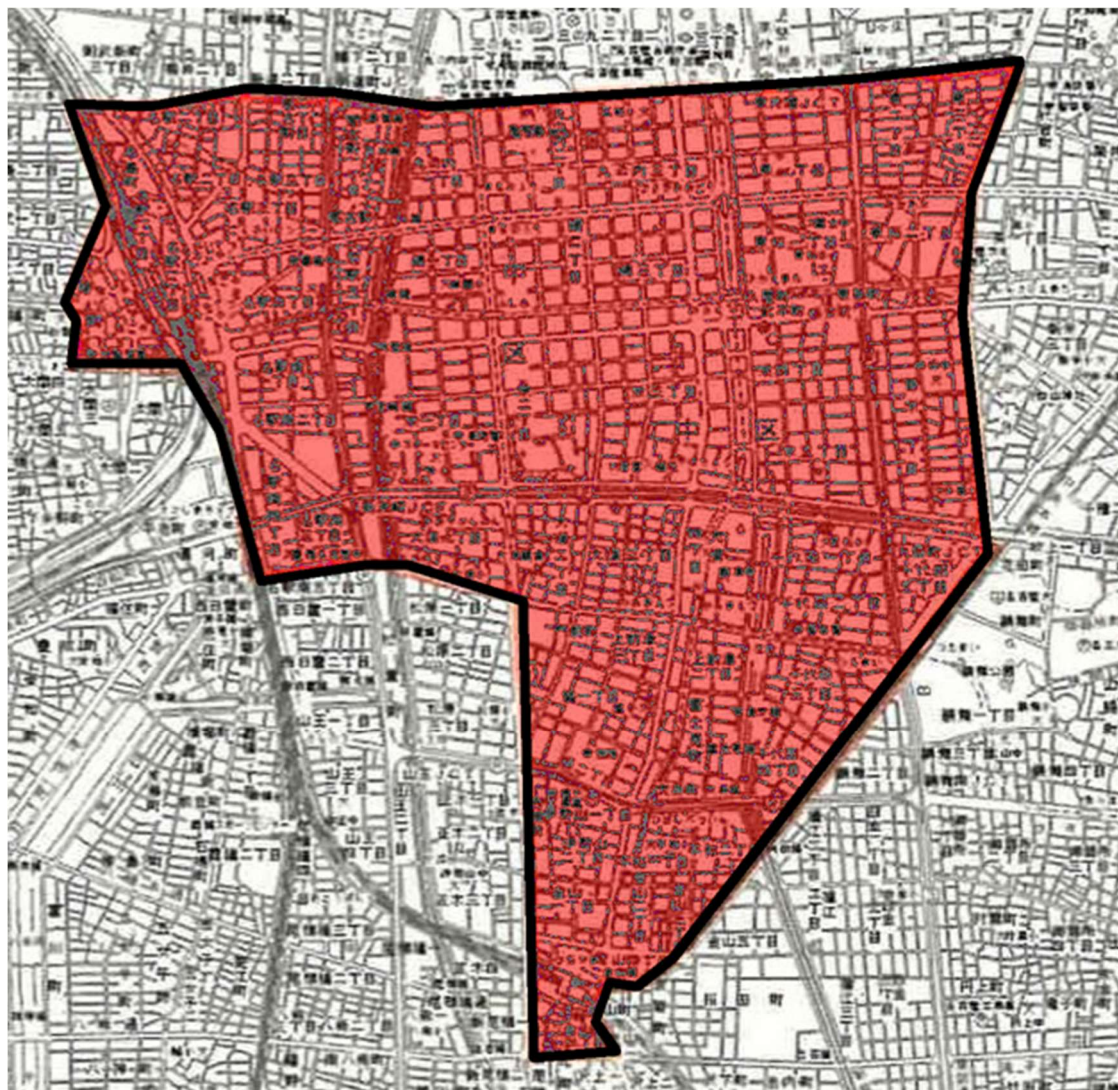
第 2条 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の要綱に基づいて設置した分煙施設については、第 3条第 4項の運用費用助成を受け取ることができる期間は改正前要綱第19条、第 8条第 7号に関する規定は改正前要綱第 8条 6号、第17条第 1項に関する規定は改正前要綱第17条第 1項の規定の例による。

附 則

この要綱は、令和 8年 6月 1日から施行する。

別図（第 4条第 1号関係）

重点整備区域（その 1）（黒線で囲まれた区域）



## 重点整備区域（その2）



別表第 1（第 4条第 2号関係）

施設構造	設置の要件
<p>屋外分煙施設 （パーティション型） （コンテナ型）</p>	<p>1 施設は道路等公共の場所からわかりやすい場所に設置すること。 ただし、施設が建物の裏側などわかりにくい場所の場合であっても、施設の設置案内やルート案内を道路等公共の場所からわかりやすい場所に表示することにより、上記の要件を満たすものとする。</p> <p>2 施設は非喫煙者の動線から離れた場所にあること。</p> <p>3 設置場所の前面道路が通学路である場合や隣接する建物が病院・学校・児童福祉施設等である場合は、受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、屋外分煙施設の設置位置等については特に注意すること。</p>
<p>屋内分煙施設</p>	<p>1 道路等公共の場所から屋内分煙施設に直接出入りできること。 ただし、道路等公共の場所から屋内分煙施設に直接出入りできない場合であっても、建物内に屋内分煙施設があることを道路等公共の場所からわか</p>

	<p>りやすい場所に表示するとともに、建物入口から屋内分煙施設までのルート案内を表示することにより、上記の要件を満たすものとする。</p> <p>2 屋内分煙施設の全部又は一部を建物の1階層に設置すること。</p> <p>ただし、屋内分煙施設が建物の1階層以外の階にある場合であっても、建物内に屋内分煙施設があることを道路等公共の場所からわかりやすい場所に表示するとともに、建物入口から屋内分煙施設までのルート案内を表示することにより、上記の要件を満たすものとする。</p>
--	---

別表第2（第4条第3号関係）

<p>屋外分煙施設 (パーティション型)</p>	<p>1 壁については、一定程度の高さ（2.5～3メートル程度）があること。</p> <p>2 出入口には、煙の流出防止のためのクランクがあること。（2回以上のクランクがあることが望ましい。）</p> <p>3 喫煙エリアの面積は、喫煙者1名あたり1.0平方メートル程度を目安とすること。</p> <p>4 四方の壁の下部に1～2センチメートル程度の給気用の隙間を設けること。ただし、人の往来が少なく、隣接の居住施設や他の建物の状況により受動喫煙による影響が低い場合は、10センチメートル以下とすることができる。</p> <p>5 施設に屋根を設置する場合は施設上方の一部とし、原則として、4方向に開口部を設け、屋根は勾配をつけるとともに、主たる開口部は人通りの少ない場所に向けること。</p>
------------------------------	---

<p>屋外分煙施設 (コンテナ型)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 壁及び天井で囲まれた閉鎖系の構造とすること。</li> <li>2 喫煙エリアの面積は、喫煙者 1名あたり 1.2平方メートル程度を目安とすること。</li> <li>3 出入口に扉が設けられていること。</li> <li>4 出入口において施設外から施設内に流入する空気の気流が毎秒0.2メートル以上であること。</li> <li>5 施設周囲での望まない受動喫煙の防止のため、たばこの煙が拡散する前に、HEPAフィルターを用いた空気清浄機等により、できる限り煙を吸引・浄化すること。 ただし、排気場所について、人の往来が少なく、隣接の居住施設や他の建物の状況により受動喫煙による影響がない場合は、煙を浄化せずに排気することができる。</li> <li>6 給気口は、排気口の反対側に設置すること。</li> <li>7 排気口が天井近くの高い位置にあること。</li> <li>8 給排気設備は適正な能力を有するものとし、施設内の給気及び排気を適正に処理すること。</li> <li>9 排気したたばこの煙が、人の往来が多い区域、隣接の居住施設や他の建物の開口部に流入しないよう配慮すること。</li> </ol>
<p>屋内分煙施設</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 壁、天井等によって区画されていること。</li> <li>2 喫煙エリアの面積は、1名あたり 1.2平方メートル程度を目安とすること。</li> <li>3 出入口に扉が設けられていること。</li> <li>4 出入口において施設外から施設内に流入する空気の気流が毎秒0.2メートル以上であること。</li> <li>5 施設周囲での望まない受動喫煙の防止のため、たばこの煙が拡散する前に、HEPAフィルターを用</li> </ol>

	<p>いた空気清浄機等により、できる限り煙を吸引・浄化すること。</p> <p>ただし、排気場所について、人の往来が少なく、隣接の居住施設や他の建物の状況により受動喫煙による影響がない場合は、煙を浄化せずに排気することができる。</p> <p>6 屋外に通じる排気設備が備えられていること。</p> <p>7 給排気設備は適正な能力を有するものとし、施設内の給気及び排気を適正に処理すること。</p> <p>8 排気したたばこの煙が、人の往来が多い区域、隣接の居住施設や他の建物の開口部に流入しないよう配慮すること。</p>
--	--

別表第 3 (第 6条関係)

施設面積	上限額
5平方メートル未満	400万円
5平方メートル以上 10平方メートル未満	600万円
10平方メートル以上 20平方メートル未満	800万円
20平方メートル以上	1000万円